

令和2年度 荷主企業四日市港 利用支援事業補助金のご案内

補助
対象
期間

2020年4月1日～2021年3月31日

【申請受付期間】

新規事業：随時受付

継続事業：2020年6月1日(月)まで(以後の申請は、お問い合わせください。)

新規事業 補助金

対象：四日市港を新規※1に利用する荷主企業

事業内容：コンテナ貨物※2を10TEU以上取り扱う事業

補助額：取扱量(TEU) × 5,000円

上限額：300万円(600TEU)

四日市港
未利用企業

1TEUにつき
5,000円補助

最低10TEU 以上
の取り扱い

補助
対象

今年度

(2020年4月1日～2021年3月31日)

※1「新規」とは、下記①②の両方に当てはまる場合です。

①2019年4月1日から2020年3月31日までの四日市港におけるコンテナ貨物の取扱量が10TEU未満である。

②過去に荷主企業四日市港利用支援事業補助金、四日市港グリーン物流促進補助金、四日市港利用拡大支援補助金の交付を受けていない。

※2「コンテナ貨物」とは、外貿コンテナ船に揚げ積みする実入りコンテナ貨物(小口混載貨物は除く。)のことをいいます。

関
い
合
わ
せ
先

四日市港管理組合
経営企画部 振興課

【TEL】059-366-7023 【FAX】059-366-7025

【e-mail】kouro@yokkaichi-port.or.jp

〒510-0011 三重県四日市市霞二丁目1-1
(四日市港ポートビル10F)

四日市港管理組合

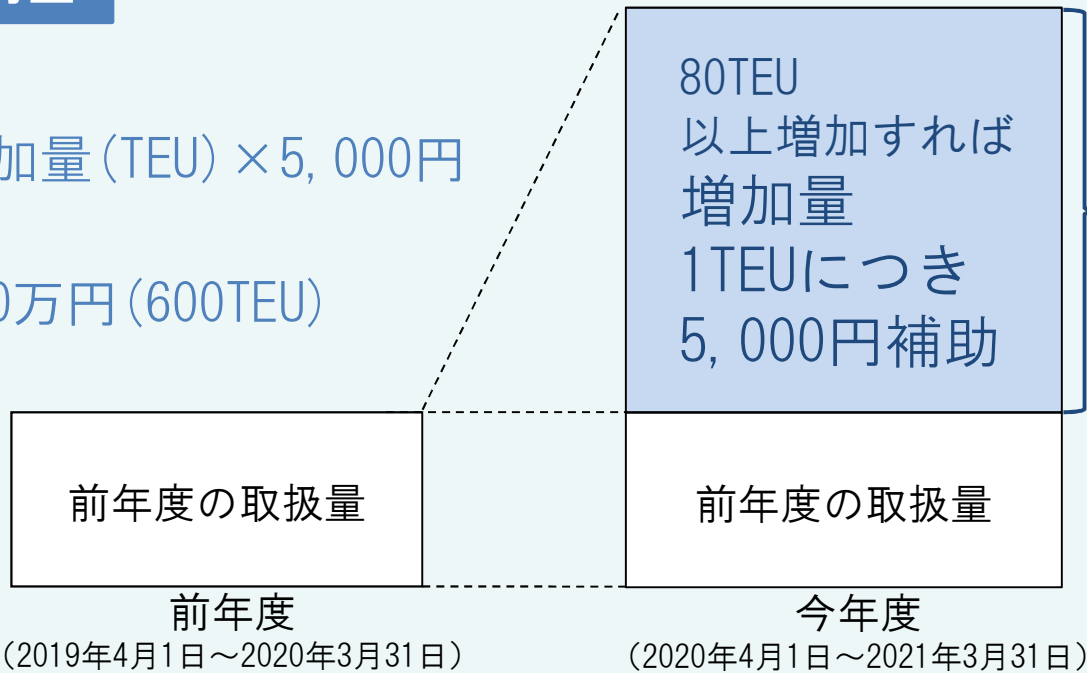


継続事業 (1年目)補助金

対象：四日市港を既にご利用している荷主企業
事業内容：前年度と比較して80TEU以上増加させる事業

補助額：増加量 (TEU) × 5,000円

上限額：300万円 (600TEU)



補助対象

継続事業

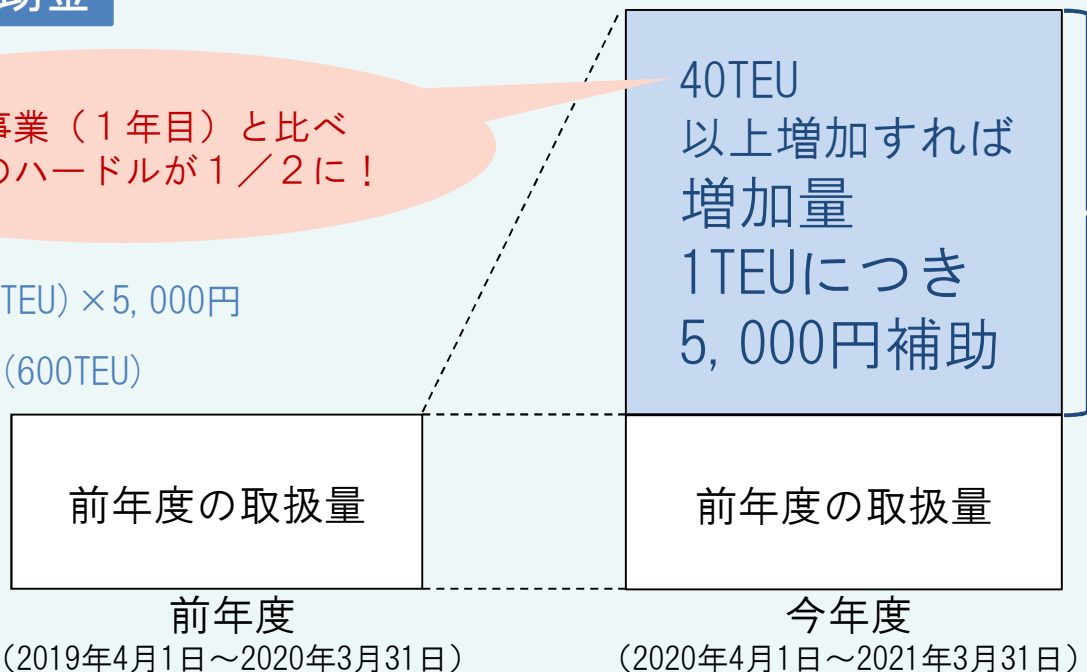
(2年目以降)補助金

対象：継続事業（1年目）を達成した荷主企業
事業内容：前年度と比較して40TEU以上増加させる事業

継続事業（1年目）と比べ
増加量のハードルが1/2に！

補助額：増加量 (TEU) × 5,000円

上限額：300万円 (600TEU)



補助対象

【申請時に必要な書類】(様式等は四日市港管理組合ホームページに掲載しております。)

1. 荷主企業四日市港利用支援事業補助金交付申請書(第1号様式)
2. 事業計画(実施状況報告)書(第2号様式)
3. 役員名簿(第3号様式)
4. 会社概要
5. その他管理者が必要と認める書類

※毎月、上記2のほか、船荷証券等の写しをご提出いただきます。

【留意事項】

- ・予算を超える申請があった場合は、年度途中で受付を終了する場合があります。
- ・予算を超える申請があった場合は、補助額を減額する場合があります。

www.yokkaichi-port.or.jp/yp_extend/index.htm



詳細はこちら

jp/yp_extend/index.htm